

令和3年度第1回理事会議事録（要点筆記）

- 1 日 時 令和3年7月12日（月）午後2時～午後3時30分
- 2 場 所 国保連合会「第2会議室（役員会議室）、第3会議室」
- 3 出席者
理事長 岩沼市長 菊地啓夫
副理事長 松島町長 櫻井公一、大河原町長 齋 清志
常務理事 （学識経験者）山崎敏幸
理 事 気仙沼市長 菅原 茂、白石市長 山田裕一、登米市長 熊谷盛廣
丸森町長 保科郷雄、大郷町長 田中 学、色麻町長 早坂利悦
美里町長 相澤清一、歯科医師国保理事長 細谷仁憲
監 事 富谷市長 若生裕俊、大和町長 浅野 元
- 4 開 会 総務課課長補佐
- 5 挨 拶

・理事長 菊地啓夫

本県における新型コロナウイルスワクチン接種については、現在、国の供給に問題が生じているが、各自治体及び医療関係者の皆様の御努力により、多くの県民の方が接種できる体制が構築されてきたところである。

本会では、本年4月から接種に係る一部請求支払事務を宮城県から受託し実施している。

本日、御審議いただく主な案件は、令和2年度事業報告及び各種会計決算並びに各種会計補正予算等についてである。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症感染防止対策を最優先とするなどの制約条件の下、説明会等をウェブ方式とするなどの対策を講じ、各業務において国保保険者の負託に沿ったサービスの提供に努めて来たところである。また、国の感染症対策事業として、診療報酬の概算前払い及び緊急包括支援交付金事業に即応してきたところである。

併せて、令和6年度の国保総合システムの更改経費に関する国への要請活動の状況についても報告させていただくので、審議をお願いするとともに、システム更改に係る国庫補助獲得の実現に向け、御支援をお願いする。

- 6 出席状況報告
理事13名中、出席12名、書面表決書1名で規約第38条に定める定足数に達し、本理事会が成立
監事2名出席 監事 若生裕俊（富谷市長）、浅野 元（大和町長）
指導・助言者2名出席 宮城県 国保医療課課長、国保指導班課長補佐
- 7 議長就任 本会規約第36条により理事長が議長に就任
- 8 議事録署名人指名 理事 山田 裕一（白石市長）
理事 相澤 清一（美里町長）
- 9 議案審議

議長（理事長）

始めに山崎常務理事から、理事会提出議案について総括的に説明願う。

常務理事

理事会提出議案について、議案書目次により概要を説明

詳細については、この後、事務局から説明するので了承願う。

(1) 報告事項

報告第1号 役員の就任について

専決処分報告（報告第2号～第11号）

報告第2号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第4号）

報告第3号 令和2年度一般会計歳入歳出補正予算（第4号）

報告第4号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第5号）

報告第5号 令和2年度介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

報告第6号 令和2年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

報告第7号 令和2年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第3号）

報告第8号 令和2年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第3号）

報告第9号 令和3年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

報告第10号 令和3年度診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

報告第11号 診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則

報告第12号 国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助獲得のための要請活動について

議長（理事長）

「報告第1号 役員の就任について」上程
事務局の報告を求める。

事務局説明

議長（理事長）

「報告第1号」について、質問等を求めるも異議なく報告どおり承認

議長（理事長）

「報告第2号 令和2年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第4号）」から「報告第11号 診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則」について、一括上程
事務局の報告を求める。

事務局説明

議長（理事長）

「報告第2号」から「報告第11号」について、質問を求めるも異議なく報告どおり承認

議長（理事長）

「報告第12号 国保総合システムの次期更改等に係る国庫補助獲得のための要請活動について」上程
事務局の報告を求める。

常務理事

「報告第12号」について、以下のとおり説明

- ・これまでの動き
- ・審査支払機能に関する改革工程表
- ・国保中央会及び本会の取組
- ・各団体要望事項の記載内容（令和3年7月9日現在確認）
- ・国保中央会定期総会における国庫補助獲得のための決議（緊急要望書）
- ・宮城県選出国會議員に対する要請
- ・令和3年度国保制度改善強化全国大会までの取組（予定）

議長（理事長）

「報告第12号」について、質問等を求めるも異議なく報告どおり承認

（2）審議事項

議案第1号 令和3年度第1回通常総会の開催について

議案第2号 令和2年度事業報告について

議案第3号 令和2年度各種会計歳入歳出決算について
（令和2年度各種会計歳入歳出決算総括表）

1 一般会計

2 診療報酬審査支払特別会計

（業務勘定）

（診療報酬支払勘定）

（公費負担医療費支払勘定）

（出産育児一時金等に関する支払勘定）

（抗体検査等費用に関する支払勘定）

3 職員退職手当特別会計

4 介護保険事業関係業務特別会計

（業務勘定）

（介護給付費等支払勘定）

（公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）

5 障害者総合支援法関係業務等特別会計

（業務勘定）

（障害介護給付費支払勘定）

（障害児給付費支払勘定）

6 後期高齢者医療事業関係業務特別会計

（業務勘定）

（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）

（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）

7 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計

（業務勘定）

（特定健診・特定保健指導等費用支払勘定）

8 財産目録

9 監査報告（別冊）

議案第4号 財産の処分について

議案第5号 令和3年度一般会計歳入補正予算（第1号）

- 議案第 6 号 令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 2 号）
議案第 7 号 令和 3 年度介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 号）
議案第 8 号 令和 3 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 号）
議案第 9 号 令和 3 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 号）
議案第 10 号 令和 3 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第 1 号）
議案第 11 号 令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計（診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第 1 号）
議案第 12 号 令和 3 年度診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療費支払勘定）歳入歳出補正予算（第 1 号）
議案第 13 号 令和 3 年度介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費等支払勘定）歳入歳出補正予算（第 1 号）
議案第 14 号 令和 3 年度介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）歳入歳出補正予算（第 1 号）
議案第 15 号 令和 3 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第 1 号）
議案第 16 号 令和 3 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害児給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第 1 号）
議案第 17 号 令和 3 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（後期高齢者医療診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第 1 号）
議案第 18 号 令和 3 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第 1 号）
議案第 19 号 令和 3 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（特定健診・特定保健指導等費用支払勘定）歳入歳出補正予算（第 1 号）
議案第 20 号 債務負担行為の設定

議長（理事長）

「議案第 1 号 令和 3 年度第 1 回通常総会の開催について」上程
事務局の説明を求める。

事務局説明

議案第 1 号「通常総会の開催について」、本年度第 1 回通常総会を令和 3 年 7 月 19 日（月）午後 2 時から、本会場「役員会議室」で開催したいとするもの。

議長（理事長）

「議案第 1 号」について、異議なく原案どおり決定

議長（理事長）

「議案第 2 号 令和 2 年度事業報告について」及び「議案第 3 号 令和 2 年度各種会計歳入歳出決算について」について、相互に関連があるため一括上程
事務局の説明を求める。

事務局説明

議長（理事長）

事務局から説明した「令和２年度事業報告」及び「令和２年度各種会計歳入歳出決算」について、去る令和２年７月５日監事会を開催し監査を受けている。監査結果について監事から報告を求める。

監事報告

監事代表 富谷市長 若生 裕俊

去る７月５日、大和町 浅野町長とともに監査を行った結果を報告する。

監査方法については、事業実施状況及び歳入歳出決算状況並びに財産管理状況について、担当職員から説明を求めるとともに、事業報告書及び会計帳票等・証拠書類を調査し、慎重に監査をした。

事業は、事業計画に基づき、適正に実施されており、歳入歳出決算書は、会計帳簿の記載金額と一致し、収支の状況を適正に示していると認める。

資産保有状況及び財産目録は、財産の状況を適正に示していると認める。

議長（理事長）

「議案第２号」及び「議案第３号」について、質問等を求めるも異議なく原案どおり認定

議長（理事長）

「議案第４号 財産の処分について」上程

事務局の説明を求める。

事務局説明

議長（理事長）

「議案第４号」について、質問等を求めるも異議なく原案どおり決定

議長（理事長）

「議案第５号 令和３年度一般会計歳入補正予算（第１号）」から「議案第１９号 令和３年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（特定健診・特定保健指導等費用支払勘定）歳入歳出補正予算（第１号）」について、一括上程

事務局の説明を求める。

事務局説明

議長（理事長）

「議案第５号」から「議案第１９号」について、質問等を求めるも異議なく原案どおり承認

議長（理事長）

「議案第２０号 債務負担行為の設定」について、上程

事務局の説明を求める。

事務局説明

議長（理事長）

「議案第 20 号」について、質問等を求めるも異議なく原案どおり承認

議長（理事長）

以上で本理事会に提出された議案の審議を終了するが、その他、皆様から意見等あるか。

議長（理事長）

特にないようなので、続いて、山崎常務理事から「国保連合会をめぐる状況等に関する報告」を説明願う。

常務理事

「国保連合会をめぐる状況等に関する報告」について、以下のとおり説明

- ・新型コロナウイルス感染症ワクチン接種に係る請求支払業務の対応状況
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業等の実績
- ・宮城県保健福祉部による令和 2 年度国民健康保険の指導監督結果
- ・宮城県保険者協議会 令和 3 年度事業計画の概要等
- ・オンライン資格確認等システムの本格運用に向けての取組
- ・データヘルス改革の工程表等
- ・全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要等
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 1 第 3 章 社会保障改革 （一部抜粋）
- ・財政健全化に向けた建議（概要）社会保障等（一部抜粋）

議長（理事長）

「国保連合会をめぐる状況等に関する報告」について、質問等を求めるも特になく了承

議長（理事長）

宮城県から何かあればお願いします。

宮城県（国保医療課課長）

新型コロナウイルス感染症の感染状況について、変異株の拡大により首都圏で新規感染者の増加が続いていることを受けて、国では基本的対処方針を変更し、東京都に 4 度目となる緊急事態宣言を発出したほか、大阪府他 3 県について、「まん延防止等重点措置」の適用期間を 8 月 2 2 日まで延長することとされたところである。本県においても、6 月 1 4 日から 7 月 1 1 日までの期間について、「リバウンド防止徹底期間」と設定し、県民、飲食店、イベント主催者等に対して、感染防止対策の徹底等を要請していたところであるが、7 月 7 日に開催された「宮城県新型コロナウイルス感染対策本部会議」において、今後のオリンピック等の大規模催事、夏休み、お盆期間中の人流活性化の影響、更には、首都圏等の感染状況等の要素を勘案し、「リバウンド防止徹底期間」を 8 月末まで延長することが決定されたところである。

国保連合会には、事業報告でのお知らせでもあったが、新型コロナウイルス感染症関連として、診療報酬の概算前払い、医療従事者に対する慰労金の支払い等の業務に御協力いただいている。今後も、ワクチン接種に係る請求・支払事務等、引き続き新型コロナウイルス感染症関係業務に対する御尽力をお願いする。

国保制度における、新型コロナウイルス感染症関連の対応としては、コロナに感染した被用者に対する傷病手当金の支給期間が 9 月 3 0 日まで延長されたほか、コロナの影響で収入

が減少した被保険者等に対する、国保料（税）の減免に対する国の財政支援が今年度も実施されることとなった。ただし、今年度は、国の財政支援の割合が減少し、保険者負担が生じることとなったため、本県としては、国に対して全額の財政支援を継続することを要望したほか、今後も、全国知事会等を通じて要望を続けていきたいと考えている。

報告第12号の資料にもあったが、5月下旬に菊地理事長から宮城県知事宛てに要望いただいた、国保総合システムの次期更改に対する財政支援の要請については、本県としても重く受け止めさせていただき、来年度予算に関する政府要望事項に盛り込むこととし、先週、厚生労働省に対して要望させていただいたところである。今後も、関係都道府県と連携し、国に対して必要な財政支援を求めていきたいと考えている。

先程、説明があったが、6月11日に国民健康保険法の改正を含む、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたところである。大きな改正事項としては、高確法の改正により、来年の後半から一定の所得のある後期高齢者の窓口負担割合が2割に引き上げられることとなった。本県としては、後期高齢者医療広域連合及び市町村と連携し、制度改正の概要や同時に導入される激変緩和措置の内容について、被保険者の皆様への周知を図っていききたいと考えている。また、国民健康保険法に係る改正事項として、これまで全国知事会等が要望してきた子どもに係る国保料（税）の均等割の減額措置が、未就学児までという限定付きであるが、来年4月から導入されることとなった。内容は、均等割保険料の5割を公費により軽減するもので、市町村が減額に必要な一定額を国保特会に繰入れし、県と国がその4分の3を負担することとなったものである。本県としては、この件に関して、引き続き他都道府県と連携して、国に対して軽減対象範囲や軽減割合の拡充を求めていくこととしている。

その他、本県が造成している国民健康保険財政安定化基金の用途拡大として、年度間の財政調整のために基金を取り崩して国保特会に繰入できることとなった。そのため、本県では、政省令の発出を待ち、今年度中に基金取崩を可能とするための関係条例の改正を行うとともに、国保特会の決算剰余金の処分方法についても、今後の連携会議等の場において市町村と協議していくこととしている。

今年度は、3月に策定した「第2期宮城県国民健康保険運営方針」の対象期間の初年度に当たる年度となる。本県としては、同運営方針で掲げた給付の適正化や医療費適正化等の取組を着実に進めるとともに、国保制度上の大きな課題である保険料（税）水準の統一の実現に向けた具体的な検討を市町村とともに進めていくこととしている。また、2022年度から団塊の世代の方々が後期高齢者となり始めることに伴い、国保の被保険者数の減少が見込まれる一方、1人当たり医療費は増加していることから保険給付費の適正な推計により市町村から徴収する事業費納付金の算定を適切に行うなど、引き続き、持続可能な国民健康保険制度の運営に向けて努力してまいらる。

最後になるが、国保連合会においては、昨年度からスタートした「第2期中期経営計画」の取組方針に掲げられている「審査支払業務の更なる充実強化と効率化」及び市町村の保健事業支援の充実などを含む「新たな保険者ニーズへの取組」並びに「効率的で安定した組織基盤の確立」のそれぞれの取組を今年度も着実に推進し、本県の国保制度の円滑な推進に貢献していただくことを御期待申し上げる。

議長（理事長）

以上で本理事会の全審議を終了する旨宣言

10 閉 会

以上会議の内容を記録し、その正確なることを証明するため、ここに署名する。

令和3年8月2日

議	長	理 事 長	菊 地 啓 夫
		(岩沼市長)	

議事録署名人	理 事	山 田 裕 一
	(白石市長)	

議事録署名人	理 事	相 澤 清 一
	(美里町長)	